

# STOP 障がい者差別

## 合理的配慮を知っていますか？

障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)では、障がいのある人への不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮が求められています。

### 不当な差別的取扱いとは？

障がいのある人に対して正当な理由なく、サービスの提供などを行わないことです。

#### 具体例

学校の受験や、入学を拒否する



障がい者向けの物件は  
ないと言って対応しない



保護者や介助者が一緒に  
いないとお店に入れない



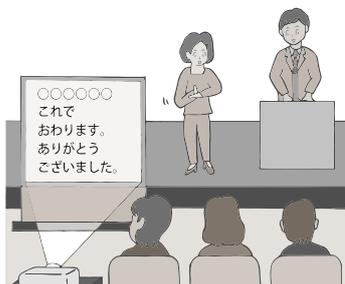
### 合理的配慮が求められています

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときは、負担が重すぎない範囲で対応することが求められています。

負担が重すぎる時は、理由や別の方法などを示し、本人の意志を確認して、理解を得るようにしましょう。

#### 具体例

障がいのある人の  
障害特性に応じ  
て、座席を決める



段差がある場合に、  
スロープなどを使っ  
て補助する



出展:内閣府「合理的配慮」を知っていますか？

絵や写真のカード  
やタブレット端末  
を使う



ひとりひとりの命の重さは、障がいのあるなしによって少しも変わることはありません。このような「当たり前」の価値観を、改めて、社会全体で共有していくことが何よりも大切です。

障がいのある人とない人が互いに理解し、相互に人格と個性を尊重しあえる社会を実現できるよう努めていきましょう。

☎社会福祉課(東庁舎) ☎71・2364 ☎72・3788